

LASDECの事業について

1	教育研修部事業について……………	1
2	研究開発部事業について……………	5
3	自治体セキュリティ支援室事業について……………	15
4	住基全国センター事業について……………	17
5	LGWAN全国センター事業について……………	24

教育研修部事業について

平成21年度教育研修事業の経過

1 教育研修セミナー

(1) 概要

20セミナー 56回開催

(東京：37回 地方：仙台1回、名古屋2回、大阪13回、福岡3回)

(参考) 平成21年度セミナー一覧

セミナー	期間 (日)	定員(人)	開催回数(回)	
			東京	東京 以外
新任情報化管理者セミナー	2	50	2	1
IT基礎セミナー	2	50	2	
情報システム基礎セミナー	3	50	3	2
ネットワーク基礎セミナー	3	50	2	3
システム企画セミナー	3	42	1	1
研修企画セミナー	3	42	1	
業務改善・改革セミナー	3	48	2	2
情報化政策セミナー	3	42	3	1
システム開発セミナー	3	48	2	
ネットワーク応用セミナー	2	50	2	1
電子文書管理セミナー	2	50	1	
システム運用管理セミナー	3	70	2	1
委託管理セミナー	3	48	2	2
プロジェクト管理セミナー	3	42	2	1
システム監査基礎セミナー	2	48	1	
調達管理セミナー	3	48	2	1
情報コーディネート基礎セミナー	2	48	2	
情報セキュリティセミナー	3	42	2	2
情報セキュリティ監査セミナー	3	48	2	1
トピックスセミナー	1	100	1	
合 計			37	19

(2) 実施状況(平成21年11月20日現在)

開催回数 44回 / 56回

受講者数 2,187人

受講率 94%

2 e-ラーニングによる情報セキュリティ研修
実施状況

区分	研修期間	参加団体数	受講者数
統括責任者コース	平成 21 年 ・7月1日～8月17日 ・8月3日～9月7日 ・9月1日～9月30日	189	673
管理職員コース		362	6,895
情報システム 職員コース		457	3,214
一般職員コース		485	25,811
新採用職員コース		344	6,869
全体		590	43,462

3 情報セキュリティに係る研修講師派遣
実績及び予定 福島県棚倉町他 11 団体

4 情報セキュリティ大学院大学との共催セミナー
実施状況

セミナー名 情報セキュリティ・マネジメントセミナー
開催日 平成 21 年 8 月 5 日～7 日（3 日間）
受講者数 31 名

5 情報化研修支援
実施及び予定 埼玉県幸手市他 5 団体

6 その他の教育研修事業

(1) 平成 20 年度セミナーテキストの Web 公開

実施状況

情報システム基礎セミナー
ネットワーク基礎セミナー

〔平成 21 年度セミナーのうち既に終了している IT 基礎セミナー及びトピックス
セミナー（松山市の総合窓口業務について、東京都における情報システム部門
の B C P への取り組みについて）についても今年度中に公開の予定〕

(2) ブレンディング研修

実施状況

ネットワーク応用セミナーの事前学習教材を当センターホームページ上に掲載し提供

平成22年度教育研修事業計画(案)について

1 教育研修セミナー

(1) 概要

22セミナー 55回開催

(東京:36回 地方:19回)

(2) 特別研修の開催

ソフトウェア資産管理セミナー

統合型GISセミナー

参考 平成22年度教育研修セミナー体系(案) 別添

2 情報化研修支援事業

電子自治体の実現や地域の情報化等を進める地方公共団体職員の人材育成に資するため、財政状況等により集合研修に参加し難い地方公共団体が自ら企画・開催する研修について、当センターが支援を行う。

支援予定団体数 10団体

3 e-ラーニングによる情報セキュリティ研修

幅広い行政分野全体において望ましい最新のセキュリティ情報が習得できる情報セキュリティの基本及び個人情報の取扱いをベースとし、コンテンツの刷新を行い、地方公共団体のネットワーク環境に配慮し、動画など負荷のかかるコンテンツを最小限に抑える等快適な学習環境を提供し、実施する予定。

4 その他の研修

(1) ブレンディング研修の充実

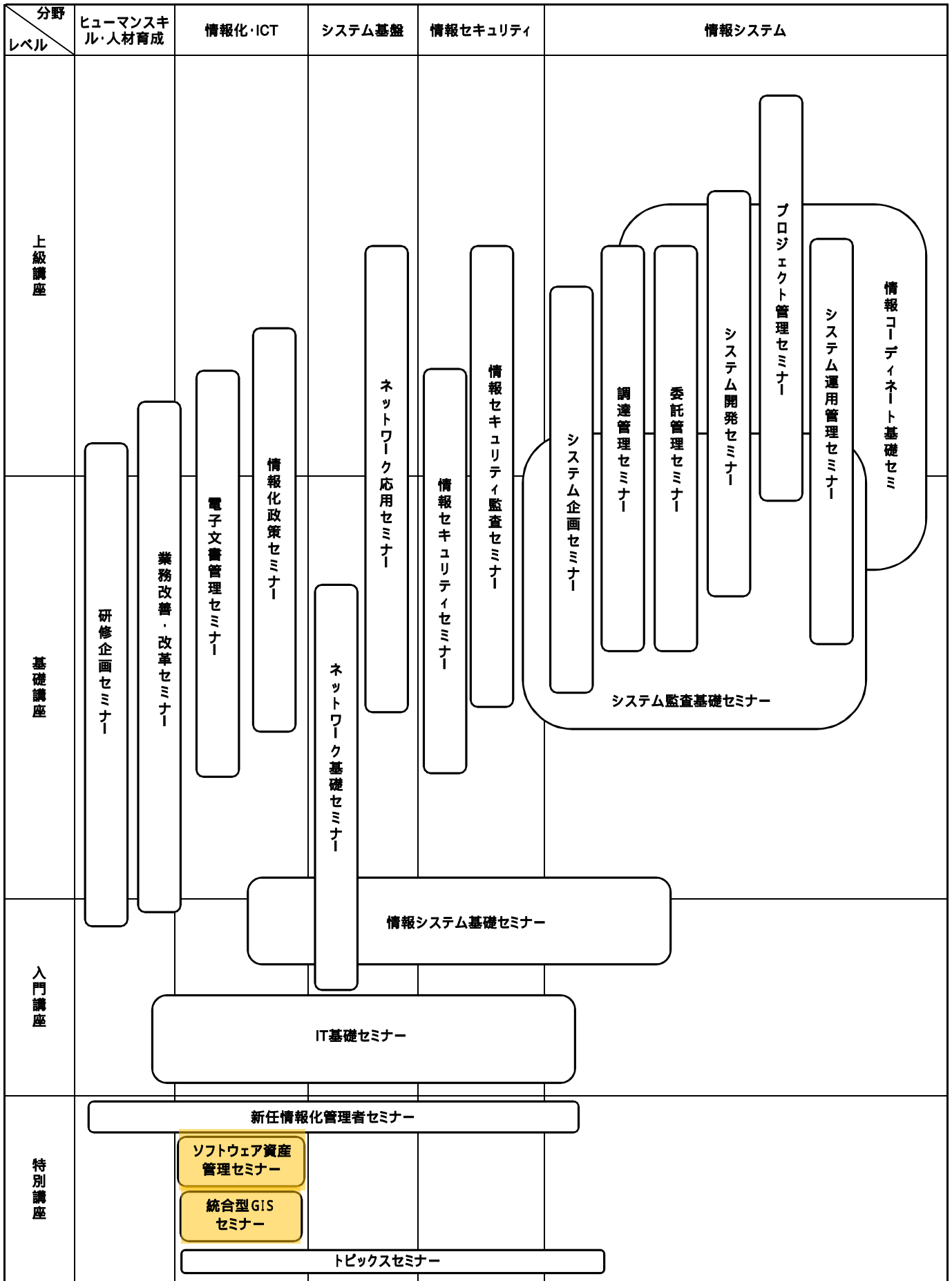
集合研修の事前学習として基礎的知識の習得に効果的であるe-ラーニングを活用したブレンディング研修を企画し、充実を図る。

(2) 実機使用の研修

情報機器の基本的な機能や仕組みを理解するため実機を使用し、実務に即した研修を実施する。

平成22年度教育研修セミナー体系(案)

別 添



住基カードの利活用促進及び 助成事業の概要について

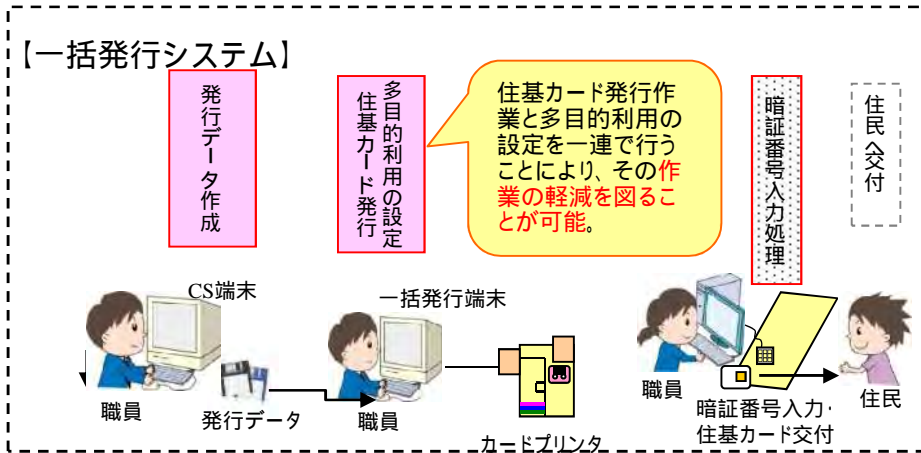
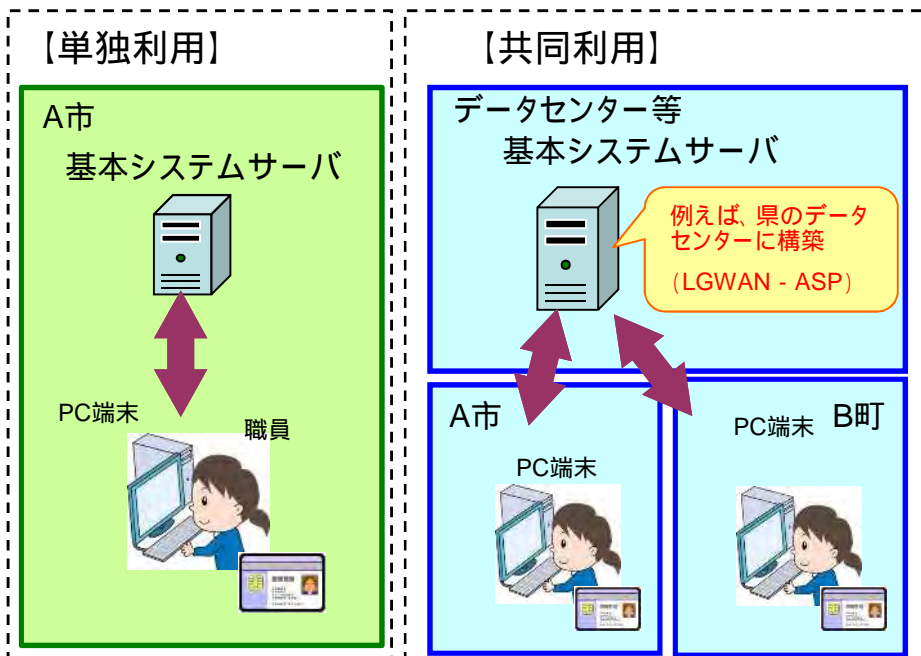
平成21年11月25日

財団法人 地方自治情報センター
研究開発部

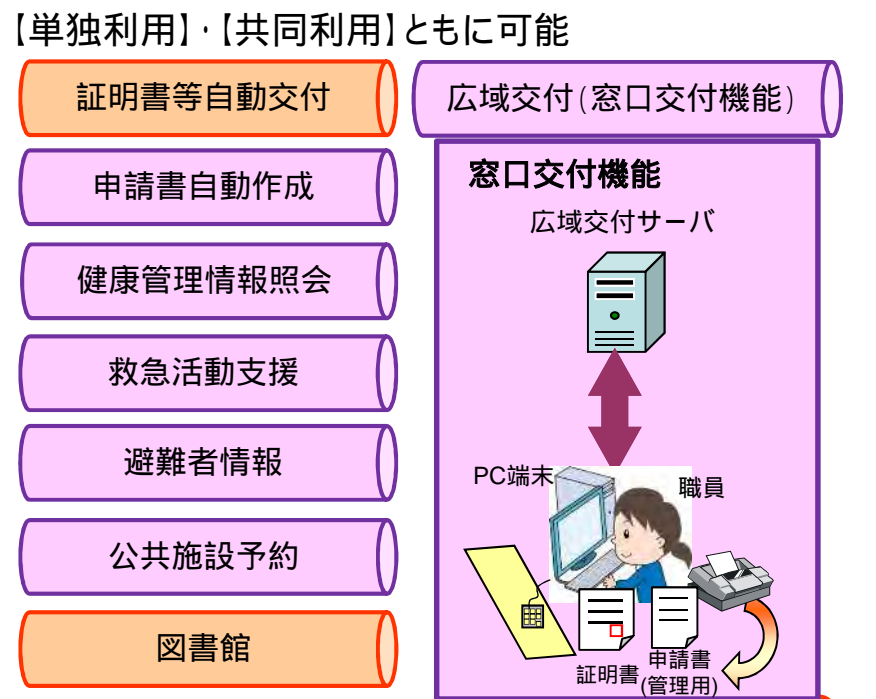
多目的利用の推進について

ICカード標準システムの活用で、住基カードの多目的利用を容易かつ安価に実施可能

基本システムの構築



サービスを提供するための業務システムの構築



・証明書等自動交付と図書館のシステムでは、カードAP及びそのインターフェイスのみ規定
・証明書自動交付や情報を管理するサーバ等及び図書館システムについては、それを提供するベンダから調達

・ソフトウェアを無償で提供

コンビニエンスストアによる証明書交付

2 電子自治体の普及と地域住民の利便性の向上(具体的施策)

1 住民の利便性の向上

(1)コンビニのキオスク端末による証明書等の電子交付の実現

自動交付機と同等の安全性を確保した上で、コンビニのキオスク端末においてワンストップで住民票等の交付を受けられるようにするため、先進的な地方公共団体、コンビニ事業者等と調整を進める。

【平成21年中を目途に先ず先進的な団体において実現】

コンビニでの証明書等の電子交付を希望する住民の割合は42.1%(総務省調査)。

経済財政諮問会議(平成20年4月1日第6回) 配布資料(増田議員提出資料)より抜粋

- 先進的な地方公共団体におけるコンビニのキオスク端末による住民票の交付を2009年中に実現するとともに、住民基本台帳カードの無料化を促進するための措置(2008年度より3年間、支援内容を拡大)を講ずる等を通じ、電子行政サービスの普及促進を図る。

IT戦略本部「IT政策ロードマップ」(平成20年6月11日)より抜粋

コンビニにおける証明書等の交付イメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

コンビニが設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

全国共通の仕様が必須であり、住基カードでないと実現困難

住基カードの利用

住民



(1) 証明書の申請

(4) 手数料の納付

偽造防止対策の実施

普通紙の利用

(5) 証明書の印刷

取り忘れ対策

従業員等を介さず交付

コンビニ



キオスク端末
()

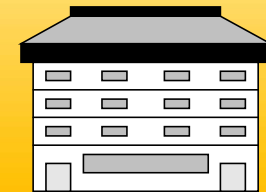


(2) 申請情報の送信

通信の安全対策

(3) 証明書情報の送信

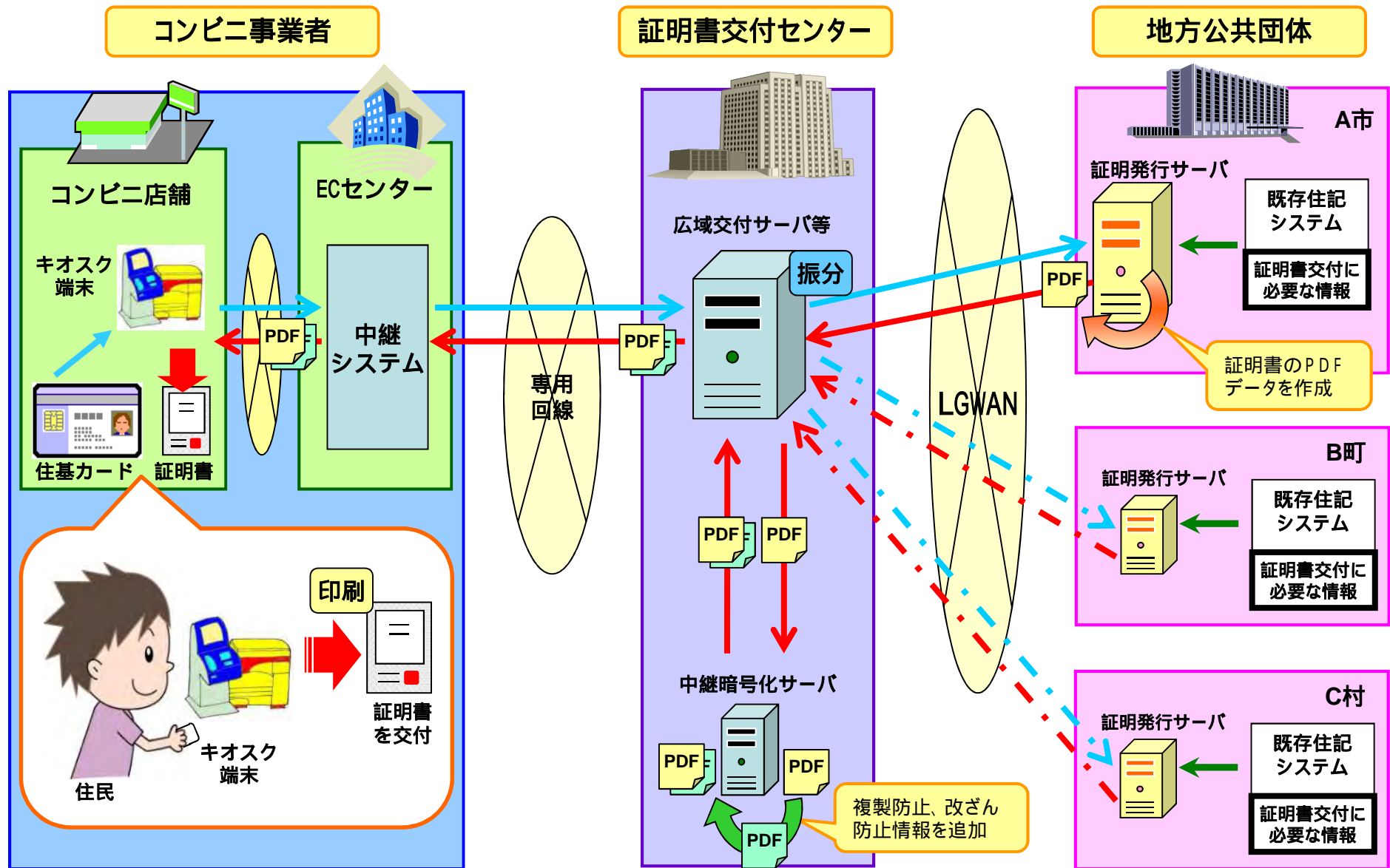
地方公共団体



先行実施団体において平成21年度中に実現し、速やかな全国普及を目指す。

() 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

コンビニにおける証明書等交付の流れ



コンビニ交付のスケジュール

	平成21年度	平成22・23年度	平成24年度以降
先行実施 (3団体)	システム構築 テスト 2月～試運転 3月～関東一円	5月～全国展開	
実証実験		随時参加	
本格運用			随時参加

コンビニ交付の参加条件(案)

- コンビニへの委託料(1件当たり):120円
- 市町村負担金(1年度当たり)(平成22年度、平成23年度)
 - 政令市(人口100万人以上):1000万円
 - 政令市(人口100万人未満):800万円
 - 大規模市、特別区(人口15万人以上):500万円
 - 小中規模市、特別区(人口15万人未満):300万円
 - 町村:100万円平成24年度以降は、参加団体数等に応じて別途。

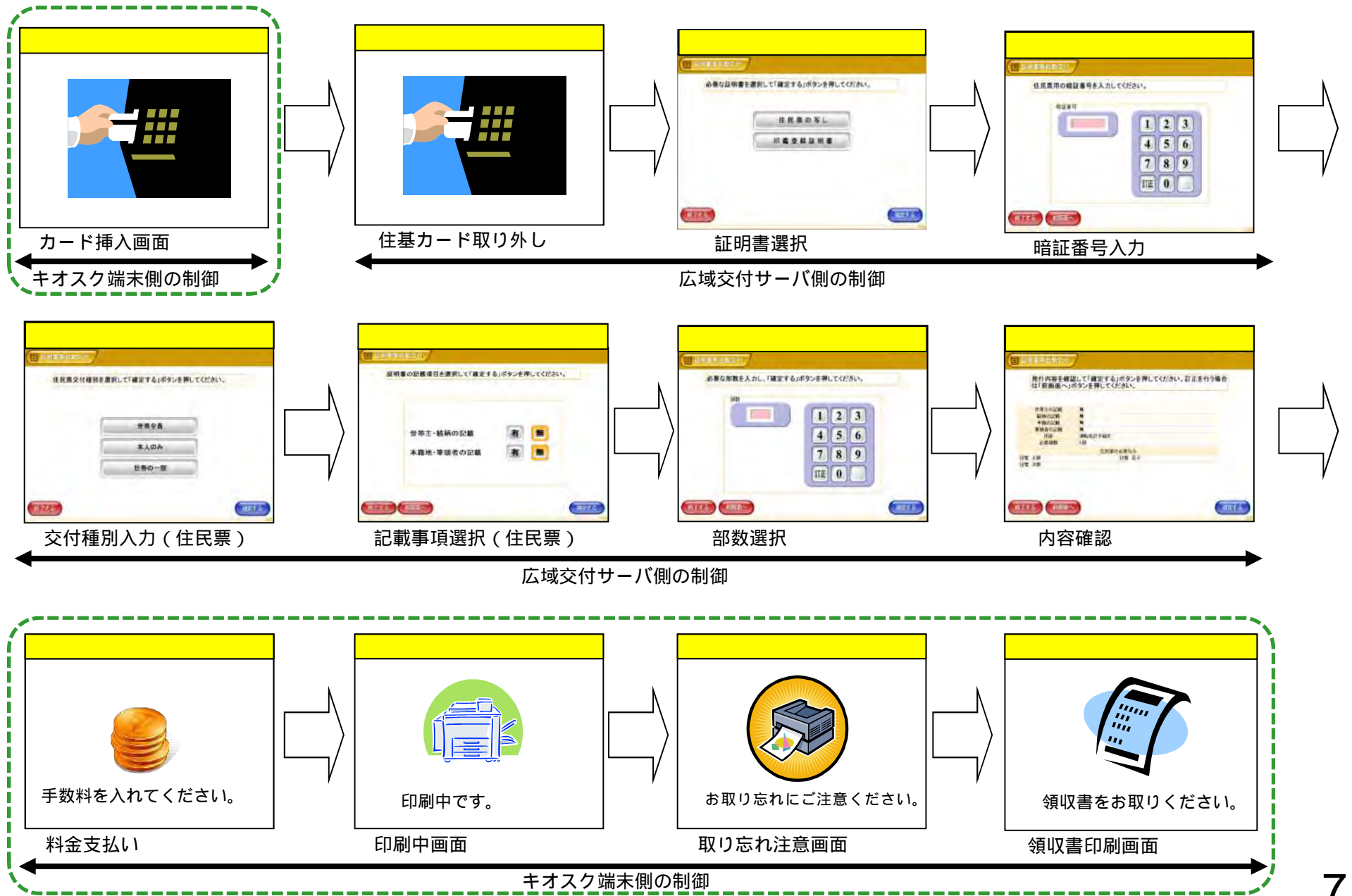
<参考> 市町村負担金の主な項目

- コンビニ側回線経費(月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

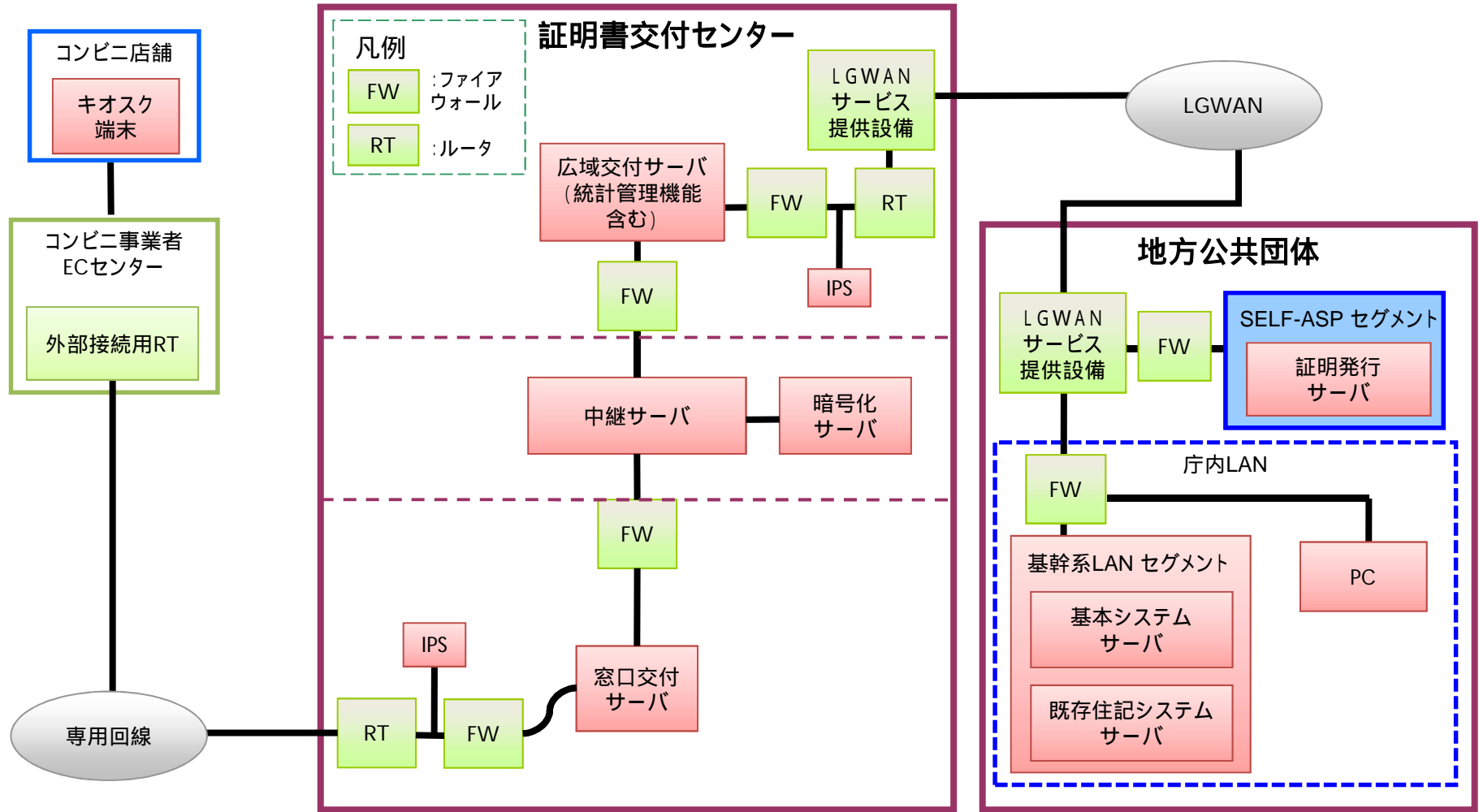
(注1)証明書のオモテ面はモノクロ印刷

(注2)交付手数料と委託料は相殺して精算

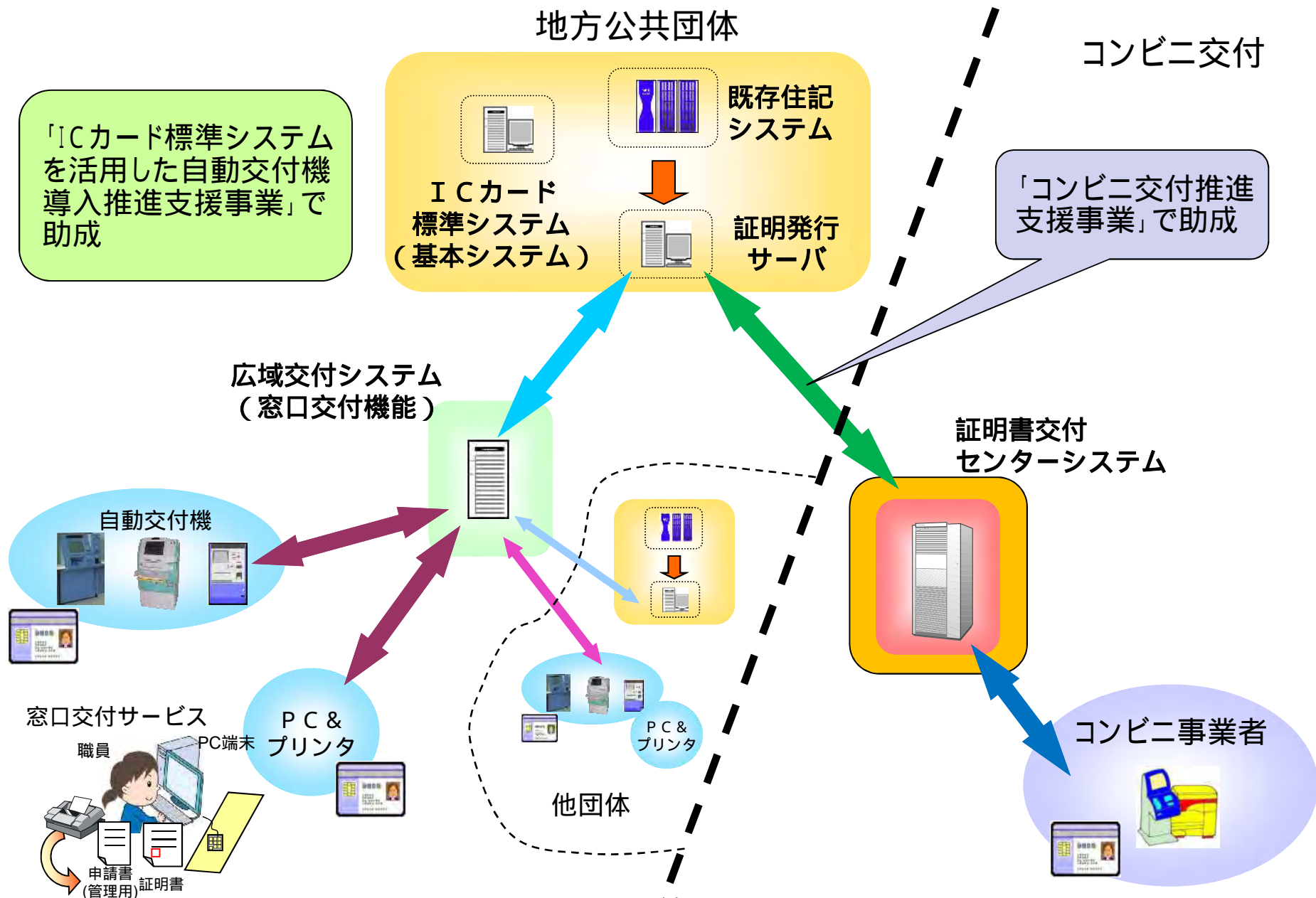
キオスク端末の画面遷移



システム構成イメージ



自動交付機導入及びコンビニ交付対応に係る助成事業の概要



平成21年度 LASDEC自治体セキュリティ支援室の支援事業

地方公共団体の情報セキュリティレベルの向上を支援するため、各種事業を実施。また、自治体CEPTOARとしての役割も担当

ウェブ健康診断の実施(530団体程度)

地方公共団体が運営するホームページの改ざん防止等に資するため、ウェブアプリケーションの脆弱性の有無を診断し、診断結果を提供

e - ラーニングによる情報セキュリティ研修(5コース:43,462人受講)

情報セキュリティに関する専門知識について、インターネットを活用し学習できる研修サービスを提供

情報セキュリティ研修講師派遣(12団体)

地方公共団体職員に対して行う情報セキュリティに関する研修に、講師を派遣

情報セキュリティ内部監査推進のためのアドバイザー派遣(19団体)

内部監査を初めて実施する市町村にアドバイザーを派遣し、円滑に実施できるよう支援するとともに、内部監査人の育成を行う

ICT部門のBCP(業務継続計画)策定のためのアドバイザー派遣(5団体)

ICT部門の業務継続計画策定を支援するため、アドバイザーを派遣

ポータルサイトの運営

セキュリティ関連の事故情報、セキュリティ情報機関から入手した注意喚起情報等をLGWAN - ASPを活用したポータルサイトにより提供

自治体セキュリティメールマガジンの発行

自治体のセキュリティ対策の取組事例などを内容とするメールマガジンを定期的にLGWANメールで地方公共団体に配信

自治体CEPTOAR(セプター)の業務

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)から提供される重要インフラ分野で共有すべきIT障害等(例えばサイバー攻撃の発生や災害による被害が予測される場合など)の情報をLGWANメールで地方公共団体に一斉通知

(注)CEPTOAR:Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Responseの略。第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月2日)に基づき、IT障害の未然防止等のため政府等から提供される情報について関係重要インフラ分野で共有するため、各重要インフラ分野(情報通信、金融、航空、鉄道、政府・行政サービス(地方公共団体を含む)等の10分野)内で整備する「情報共有・分析機能」のこと。

平成20年度 情報セキュリティ関連事故・事件分析

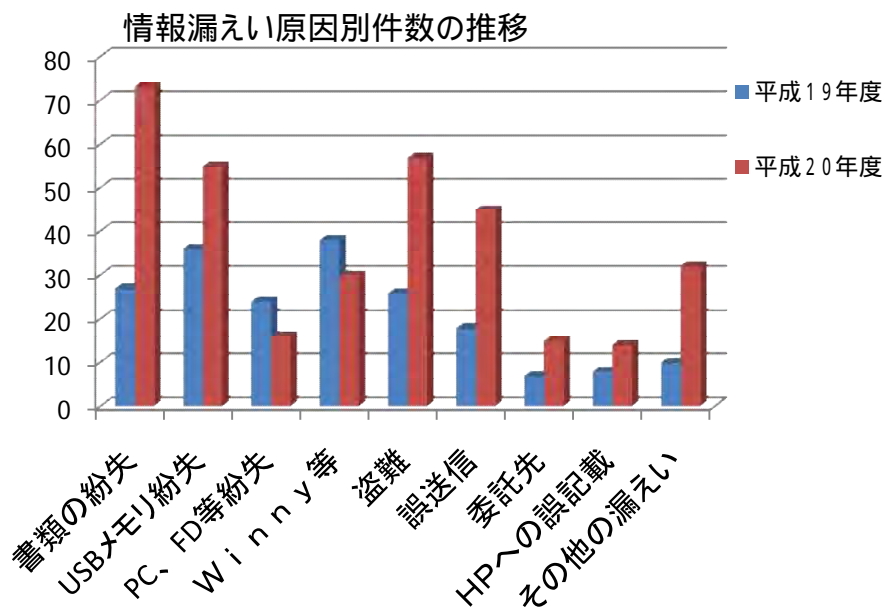
	情報漏えい原因別内訳										情報漏えい以外の事故	計
	書類の紛失	USBメモリ紛失	PC・FD等紛失	Winny等	盗難	誤送信	委託先	HPへの誤記載	その他の漏えい	漏えい合計		
19年度(A)	27	36	24	38	26	18	7	8	10	194	20	214
20年度(B)	73	55	16	30	57	45	15	14	32	337	49	386
増減(B-A)	46	19	-8	-8	31	27	8	6	22	143	29	172
増減率(B/A)	2.7倍	1.5倍	0.7倍	0.8倍	2.2倍	2.5倍	2.1倍	1.8倍	3.2倍	1.7倍	2.5倍	1.8倍
19年度 発生割合	13.9%	18.6%	12.4%	19.6%	13.4%	9.3%	3.6%	4.1%	5.2%	100.0%		
20年度 発生割合	21.7%	16.3%	4.7%	8.9%	16.9%	13.4%	4.5%	4.2%	9.5%	100.0%		
19年度 発生割合順位	3位	2位		1位	4位							
20年度 発生割合順位	1位	3位			2位	4位						

【特徴等】

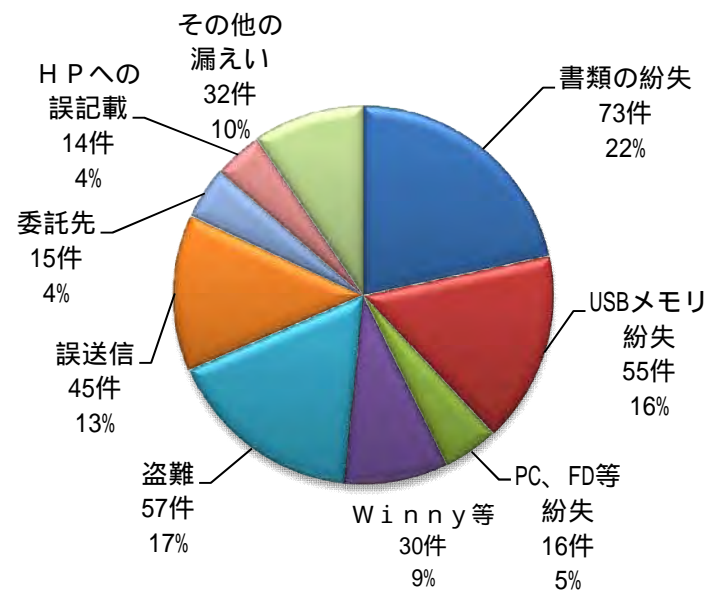
事件・事故の総数は、前年度比で1.8倍と大幅に増加

情報漏えいが全体の約87%を占めており、そのうち前年度比で増加したのは、書類の紛失(約2.7倍)、誤送信(約2.5倍)、盗難(約2.2倍)、HPへの誤記載(1.8倍)、USBメモリ紛失(1.5倍)と人的ミスが大半を占める。

「情報漏えい以外の事故」も2.5倍と増加しており、SQLインジェクション等、不正アクセスによる被害が増加したことによるものと推測される2年間の合計では、書類の紛失が最多(100件)、次いでUSBメモリ紛失(91件)、盗難(83件)、Winny等(68件)と続く



平成20年度 情報漏えい原因別内訳

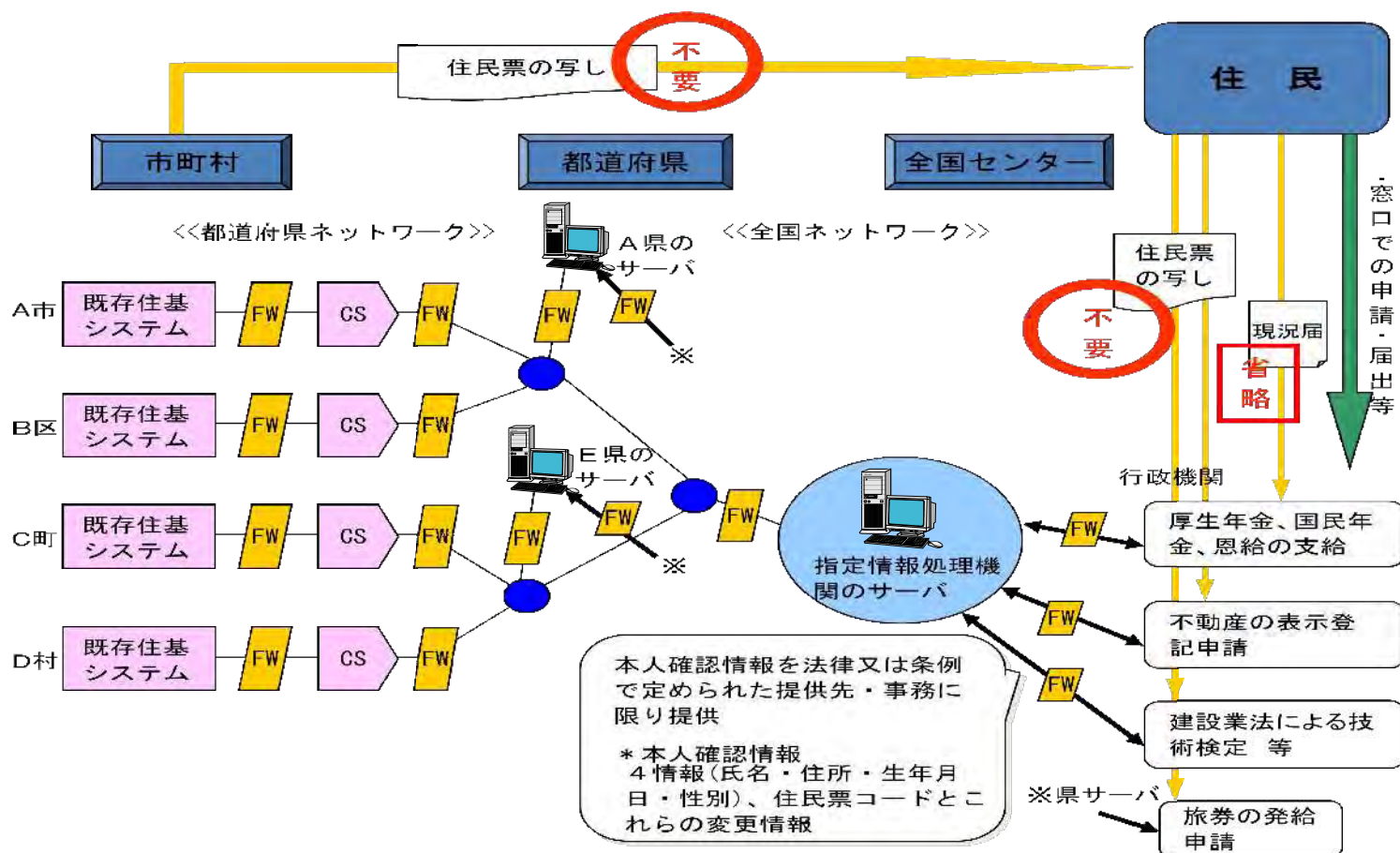


上記調査結果は、LASDEC自治体セキュリティ支援室が公的機関を対象に独自にとりまとめたものであり、全てを網羅しているものではありません。

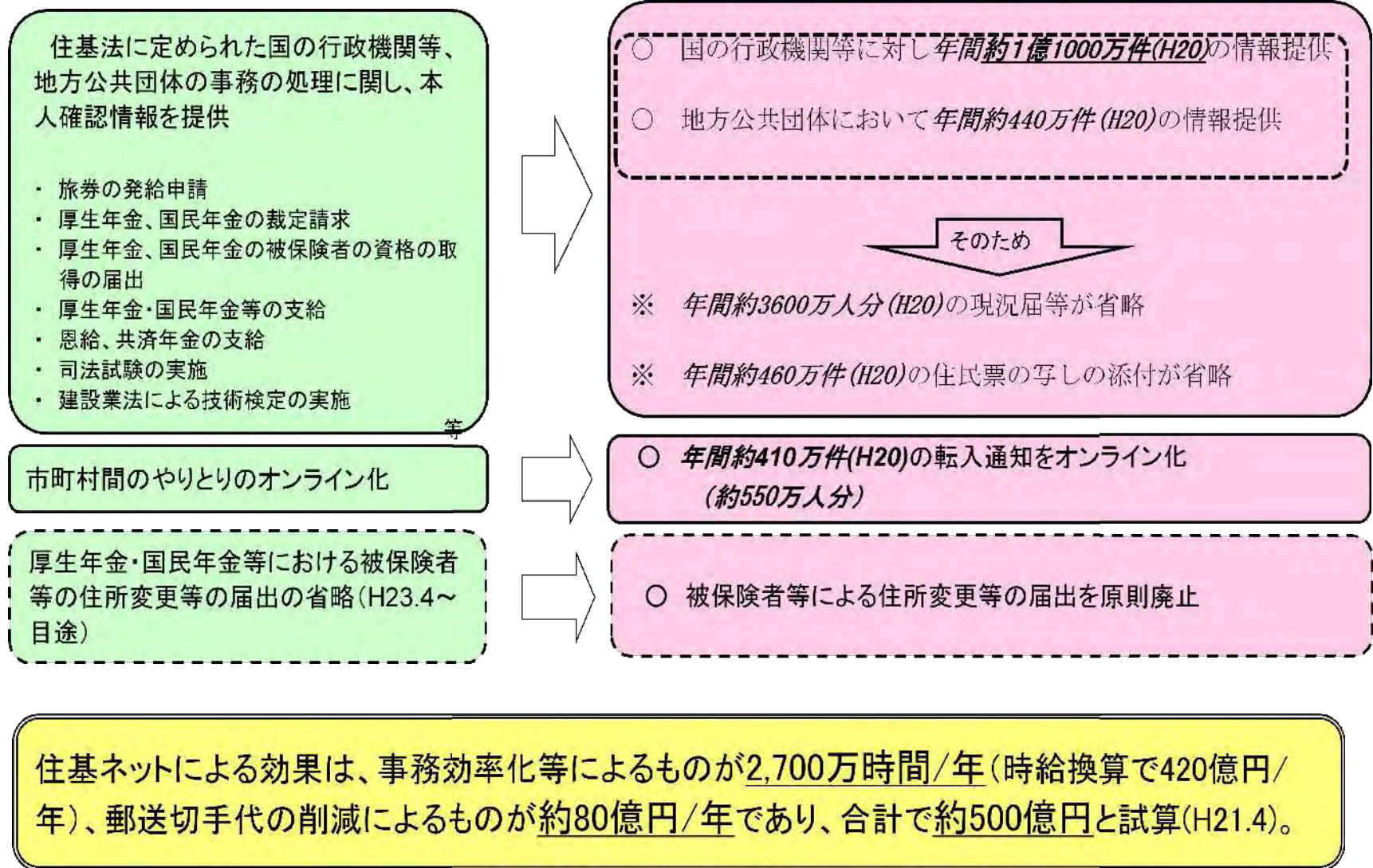
住基全国センター事業について

1 安定した運用実績

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用は、平成14年8月の開始から7年を経過したが、この間大きな障害もなく、順調に稼働している。



2 住基ネットの利用状況



出典：総務省資料より抜粋

<地方公共団体における住基ネットの活用状況（平成20年度）>

1 住基法別表に掲げる事務

- 都道府県知事、市町村長及びその他の執行機関は、それぞれ、住基法別表第二から第五までに掲げる事務の処理に関し、本人確認情報を利用することができる。
- 平成20年度において、これらの事務の処理に関する本人確認情報の利用件数は、363.6万件であった。
- このうち、本人確認情報の利用件数の多い事務は、以下のとおり。
 - ・ 一般旅券の発給事務 332.5万件
 - ・ 被爆者援護法による医療特別手当等の支給事務 12.1万件
 - ・ 恩給法等による年金の支給事務 6.9万件

2 都道府県条例により定める事務

- 都道府県知事、市町村長及びその他の執行機関は、それぞれ、都道府県の条例に定める事務の処理に関し、本人確認情報を利用することができる。
- 平成21年4月現在においては、27都県において条例が制定されているところ。
- 平成20年度において、都道府県の条例に定める事務の処理に関する本人確認情報の利用件数は、73.8万件であった。
- このうち、本人確認情報の利用件数の多い事務は、以下のとおり。
 - ・ 地方税の賦課、徴収、減免関係事務 70.6万件（20県）
 - ・ 心身障害者扶養共済制度による支給関係事務 0.7万件（8県）
 - ・ 条例による恩給等の支給関係事務 0.5万件（11県）

3 住基法改正への取組み

(1) 改正概要

外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- 転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住基カードを使用することができるようにする。

- 住基カードを交付した市町村長への返納義務を廃止

- 転入地市町村長に対して住基カードを提出することで継続使用が可能

戸籍の附票を送受信する。

- 現行、郵送などにより市町村間で送付されている戸籍の附票が住基ネットを通じて送受信される

<施行期日>

・改正法は平成21年7月8日成立、7月15日に公布。

・ は、入管法等改正法の施行日（公布の日から3年以内の政令で定める日）

・ は、公布の日から3年以内の政令で定める日

(2) 住基法改正で必要となるシステム改修

住基法改正に伴い住基ネットの業務アプリケーションの改修と市町村の既存住基システムの改造が必要となる。

ア 住基ネットへの影響

(ア) 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行

・外国人住民について本人確認情報の登録を行い、異動があった場合には本人確認情報の更新を行う。

・住基カードを交付する。

・住民票の写しの広域交付及び転入転出の特例処理（住基カード交付者の転出転入時の転出証明書の処理の特例）が適用される。

(イ) 住基カードの継続利用

<転出時>

・住基カードの交付を受けている住民が転出する場合は、CSに転出証明書を登録する。

<転入時>

- ・住基カードの交付を受けている住民が転入する場合は、転出地市町村のＣＳから転出証明書情報を取得して転入処理を行う。
- ・ＣＳ端末において、住基カードの継続利用の処理を行い、裏面の追記領域に新しい住所の裏書きをする。

(ウ) 戸籍の附票の送受信

- ・戸籍の附票の情報を転入地市町村のＣＳから本籍地市町村のＣＳに送信する。

(エ) 業務アプリケーションの改修

- ・電文項目内容の変更、電文への項目の追加、帳票・画面の変更
- ・カード管理情報の移行、カードセキュリティ情報の削除・登録、市町村コードの書き換え
- ・転入地市町村ＣＳと本籍地市町村ＣＳ間における電文、帳票の新規追加 等

イ 既存住基システムへの影響

(ア) 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行

- ・外国人住民について住民票の記載、修正、削除を行い、本人確認情報をＣＳに連携する。
- ・外国人を対象とした住民票の写しの情報及び転出証明書情報に、外国人住民にのみ必要となる項目（国籍、在留資格、在留期間、在留カード番号等）を追加する。

(イ) 住基カードの継続利用

<転出時>

- ・住基カードの交付を受けている住民が転出先での継続利用を希望する場合は、転出証明書を発行せず、ＣＳへ転出証明書情報を登録する。
- ・住基カードの交付を受けている住民が転出先での継続利用を希望せず住基カードを返納する場合は、通常の転出処理を行う（転出証明書を発行する。）。

<転入時>

- ・住基カードの交付を受けている住民が転入する場合は、転出地市町村のＣＳから転出証明書情報を取得して転入処理を行う。

(ウ) 戸籍の附票の送受信

- ・転入処理時に、転入通知情報と同様に戸籍の附票の情報を作成し、ＣＳに連携する。

外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定されておらず、あくまでイメージである。

住 民 票

①	氏 名	KIM EUNHEE	②	生年月日	1960年 7月 8日	③	性別	男 ④ 女	住民票コード	123.....456
④	住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号				⑤	外国人住民 となった年月日	2009年 4月 1日		
⑥	前 住 所	2009年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入							2009年 4月 3日 届出	
	世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	国 籍 等	韓国		塗りつぶし(黄色) →外国人住民特有の 記載事項		
	第30条の45 に規定する 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 中长期在留者 <input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 一時庇護許可者・仮滞在許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(出生・国籍喪失)		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号		
				在留期間等	3年	在留期間等 の満了の日	2012年 3月29日			
	備 考	○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示 ○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報(基礎証明事項)を開示 ※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項(世帯情報や国籍等)についても記載して交付することが可能。								

国民健康保険

資格取得	資格喪失	
2009年 4月 1日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

後期高齢者医療

資格取得	資格喪失	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

介護保険

資格取得	資格喪失	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

国民年金

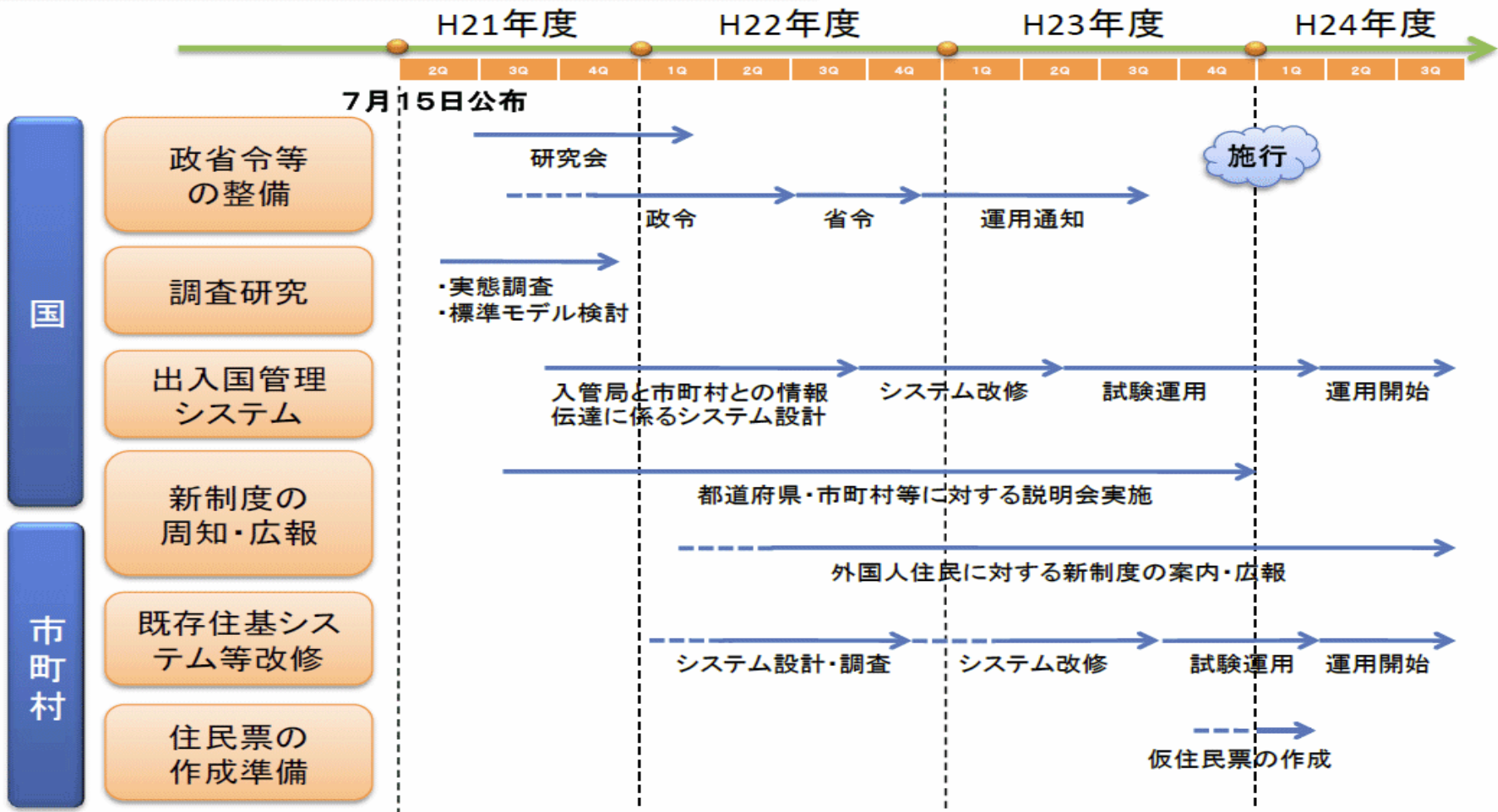
記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
2009年 4月 1日	(得)・種変・喪 (1)・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行について

移行に向けた今後のスケジュール(イメージ)



出典: 総務省資料より抜粋

1 LGWANの主な活用指針・計画

業務・システム最適化指針（ガイドライン）

（2005年2月2日）各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議

府省間を結ぶネットワーク回線及び国の行政機関と地方公共団体を結ぶネットワーク回線は、それぞれ霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用するものとする。（指針4-4）
独自に専用ネットワークを構築している情報システムについては、存置する合理的な理由がない限り、霞が関WAN、LGWANへの移行を計画する。（指針4-4解説抜粋）

重点計画-2004/2006/2008 内閣IT戦略本部

霞が関WAN、LGWANの積極的活用（総務省及び全府省）
各府省が個別に地方公共団体と接続しているネットワークについては、必要に応じて実態調査（府省ネットワーク調査）のフォローアップを実施することとし、その結果を踏まえ、総合行政ネットワーク（LGWAN）への統合を進めるよう関係機関等へ要請等を行うこととする。
また、LGWANをプラットフォームとして地方公共団体に対して様々なアプリケーションサービスを提供する仕組であるLGWAN-ASPを活用し、ASP・SaaSのサービスが地方公共団体に円滑に提供されるための環境整備を進める（2008）。

電子政府推進計画（2006年8月31日）各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議

「電子行政推進国・地方公共団体協議会」（2003年（平成15年）8月29日設置）において、霞が関WANと総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した情報の交換及び共有の在り方、行政ポータルとの連携の在り方及び国・地方公共団体を通ずる業務・システムの最適化の取組等について、引き続き、意見の交換、情報の共有を行い、国、地方を通じ費用対効果の観点に立った効果的・効率的な電子行政の実現を図る。

2 LGWANと庁内LANの接続状況とメール件数推移

図1 LGWANと組織内ネットワークの接続形態（総務省行政情報化進捗状況調査）

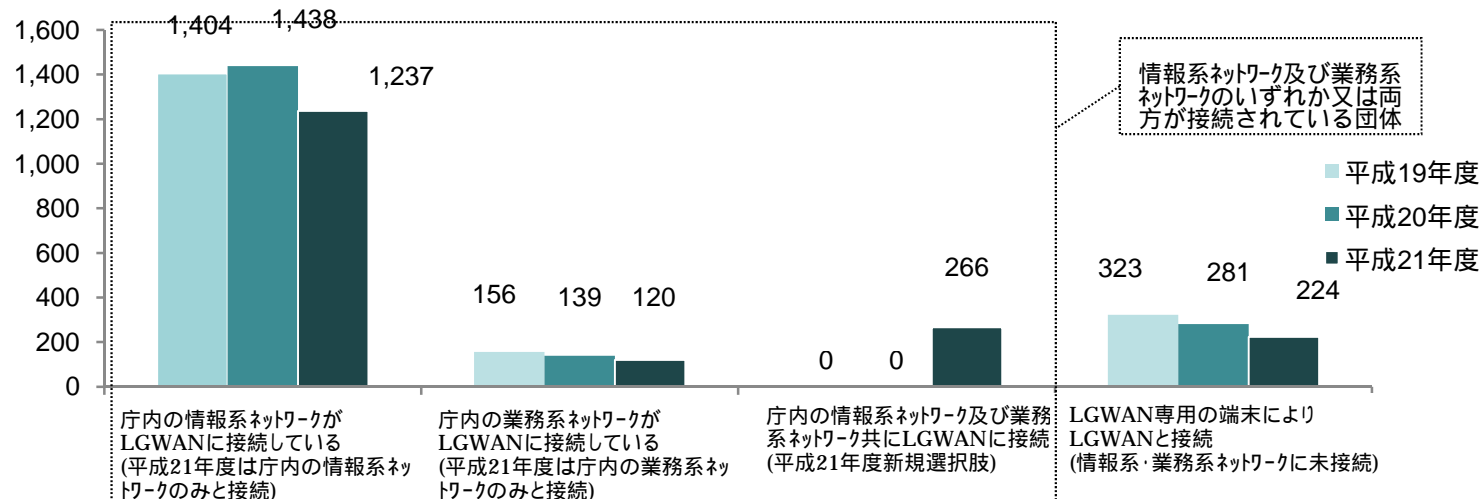
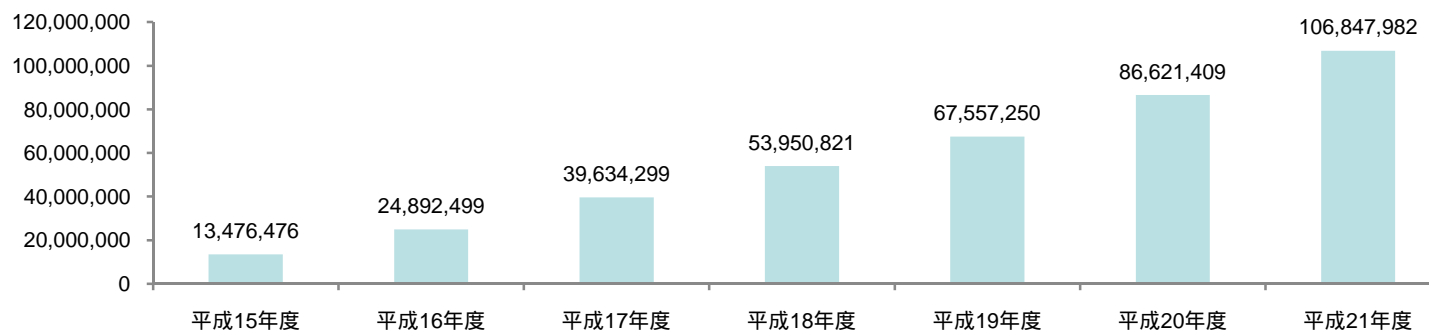


図2 LGWANメール送受信件数の推移



LGWAN

3 LGWAN-ASPの登録とトラフィックの推移

平成19年4月

図3 LGWAN-ASPの登録サービス件数

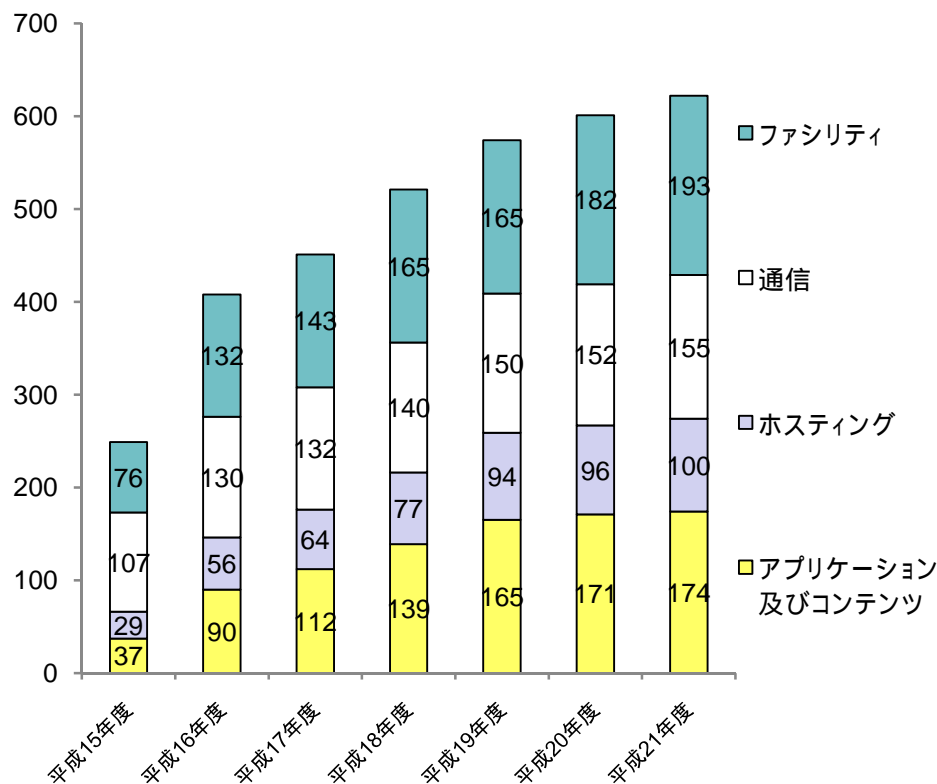
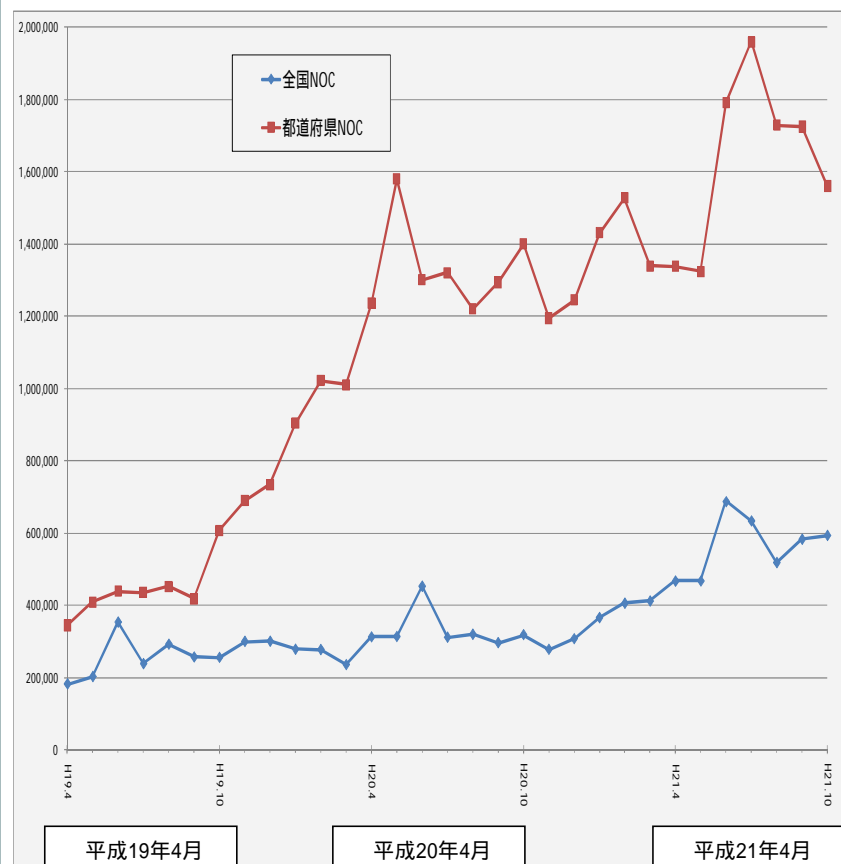


図4 トラフィックの推移



4 ASPのアプリケーションの現状と今後

1 サービス中のもの

- (1) 電子申請・届出等サービス：電子申請・届出、施設予約、地方税電子申告、融資申請、政治資金
- (2) 電子入札・電子調達：電子調達基盤、電子入札、電子納品、入札参加共同システム
- (3) 行政情報管理・共有：建築行政共有データベース、教員免許管理、建設業情報管理、SNS、成人保健、救急活動支援、行政情報共有、防災事務連絡、緊急医療空床情報、河川総合情報
- (4) セキュリティ監視：不正アクセス監視・自動脆弱性診断、セキュリティ監視、ウィルス対策、アップデートサーバ運用
- (5) 決裁基盤：マルチペイメント収納機関共同管理、収納PORT、公金収納管理
- (6) グループウェア：市町村グループウェア、協議会Web、電子私書箱、電子掲示板、映像配信
- (7) 統計・調査・報告：厚生労働行政総合情報、市町村税課税状況等の調、政治資金・政党助成業務、決算情報データ公開
- (8) 地理情報共有：統合型GIS、森林地理情報、危機管理・消防・防災
- (9) ネットワーク監視：LGWAN接続支援、異常予兆・異常通知
- (10) その他：防災関連サービス、文書管理・文書交換、安否情報、人事・給与計算、バックアップ、後期高齢者医療、福祉共同利用、介護保険・自立支援事業者管理、証明書自動交付・広域交付、国保情報、保険者レセプト等

2 市区町村が対象となるもので準備・検討中のもの

- (1) eLTAX（地方税電子化協議会）：個人住民税の公的年金特別徴収（今年度から実施中）、地方税電子申告システム（H22年9月予定）、所得税確定申告書データ送信（国税連携）（H23年1月予定）
- (2) 新たな在留管理制度（法務省）：平成21年7月15日から3年以内に施行
- (3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)（総務省消防庁）：平成22年夏ごろ運用開始予定
- (4) 住民票のコンビニ交付（LASDEC）：準備中、間もなく実験開始（市川市、渋谷区、三鷹市）
- (5) 自治体クラウド（総務省他）：準備中
- (6) PIO-NET（全国消費生活相談ネット）（国民生活センター）：検討中